

埼玉県スポーツ推進委員協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は埼玉県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を埼玉県上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター3Fに置く。

(目的)

第2条 協議会はスポーツ推進委員（以下「委員」という。）組織の連絡調整と委員の資質・指導力の向上を図り、もってスポーツ基本法第32条に規定する委員の職務を遂行し、生涯スポーツの進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 支部の連絡調整に関する事。
- (2) 各種研修に関する事。
- (3) 関係機関団体への建議及び協議に関する事。
- (4) 委員に係る各種事業への参加に関する事。
- (5) 功労者の推薦及び表彰に関する事。
- (6) 調査研究に関する事。
- (7) 協議会の広報に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(組織)

第4条 協議会は委員の市町村組織団体をもって組織し、5支部・事務局にて構成する。

- (1) 支部は、さいたま市支部、東部支部、西部支部、南部支部、北部支部とする。
- (2) 支部には支部長を置く。必要に応じて副支部長を置くことができる。
支部長が事故ある時は、副支部長が代行する。
- (3) 会長選出の支部は、新たに支部長を選出することができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。役員は特に定めるものを除き委員であることを要する。

- (1) 会長1名、副会長若干名、理事若干名、評議員若干名、監事2名、会計2名
幹事若干名
- (2) 協議会は必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のように定める。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会務の企画運営にあたる。
- (4) 評議員は評議員会を構成し、重要事項を審議決定する。
- (5) 監事は協議会の会計を監査する。
- (6) 会計は協議会の会計を処理する。
- (7) 幹事は協議会の庶務補助を行う。

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は次のように定める。

- (1) 会長・副会長は支部長の互選とする。
- (2) 理事は各支部評議員数の3分の1(小数第1位を切り捨て)に相当する人数を選出する。
- (3) 会長委嘱(学識経験者)の理事を若干名置くことができる。
- (4) 各委員会の委員長は理事とする。
- (5) 評議員は市町村組織団体の代表者とする。ただし、委員数が100名以上の市町村にあつては1名を加えることができる(政令市は区数の2分の1とする)。
- (6) 監事は評議員から選出する。
- (7) 会計、幹事は会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員としての資格を失効したときの補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局及び事務職員)

第9条 協議会の事務を処理するために、事務職員を置くことができる

- 2 事務職員は会長の委嘱を受けて、協議会の庶務及び会計を補佐する。
- 3 事務職員に事務局長をおく。
- 4 事務職員に関する必要な事項は、理事会の議決に基づき会長が別に定める。

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 執行部会
- (4) 正副会長会
- (5) 専門委員会

(評議員会)

第11条 評議員会は、評議員及び理事で構成する。

- 2 評議員会は、年1回会長が招集し、会長が議長となる。
ただし、会長が必要と思われたとき、又は評議員の3分の2以上の要求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 評議員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告の承認並びに事業計画
 - (2) 決算報告書の承認並びに予算案
 - (3) 役員の承認
 - (4) 規約の改廃

(理事会)

第12条 理事会は、理事及び会長、副会長、会計、各委員長、事務局長で構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり次の事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する議案
- (2) 執行部会で付託された事項
- (3) 役員の選出
- (4) その他重要事項

(執行部会)

第13条 執行部会は、会長、副会長、会計、各委員長、事務局長で構成する。

2 執行部会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 評議員会で付託された事項
- (3) 県、関東、全国等の表彰に関する事項
- (4) その他重要事項

(委員会)

第14条 協議会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業・研修委員会
- (3) 広報委員会

2 委員会は、支部から選出された委員（各支部男・女1名ずつ）をもって構成する。

(表 決)

第15条 会議は2分の1の出席者をもって成立し、その過半数により議決する。

(経 費)

第16条 協議会の経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 負担金は、市町村人口割（10種別）と各市町村のスポーツ推進委員数を算出基準とする。
算出基準日は当年度の4月1日とする。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附則

昭和38年2月 6日より施行

昭和45年9月18日一部改正

昭和47年5月20日一部改正

平成 3年5月18日一部改正

平成 5年5月15日一部改正

平成12年5月20日一部改正

平成13年5月19日一部改正

平成15年6月21日一部改正

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成27年5月23日一部改正

平成30年4月 1日一部改正

埼玉県スポーツ推進委員協議会
表彰規定

(趣旨)

第1条 この規程は、本県の生涯スポーツの振興・発展に貢献した者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 表彰は次の各号に該当し、これまで本会から表彰を受けていない者に対して行う。

- (1) スポーツ推進委員として、生涯スポーツの振興・発展に功績のあった者。
- (2) 前号のほか本協議会の運営に功績のあった者。
- (3) スポーツ推進委員として活動年数が、前年度までに10年以上を対象とする。
- (4) 県主催事業等に参加されている者とする。
- (5) 被表彰候補者が退任及び死亡した場合もこれを認める。

(推薦)

第3条 被表彰候補者の推薦は、各市町村長・教育長が前条に該当する者があるとき、候補者の推薦書を作成のうえ会長あて推薦するものとする。

(決定)

第4条 前条により推薦された者については、選考委員会において選考し、理事会で承認を得て決定する。

(選考委員)

第5条 選考委員会の委員は、支部長とする。結果については会長に諮問する。

(表彰)

第6条 表彰は、会長が評議員会において表彰状を授与する。ただし、記念品を加授することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の同意を得なければならない。

- 2 この規程の運用に必要な細則は、理事会の承認を得る。

附則

昭和47年5月20日より施行

昭和63年7月23日表彰規程細則一部改正

平成7年4月22日表彰規程細則一部改訂

平成8年5月18日一部変更

平成15年3月29日一部変更

平成15年3月29日表彰規程細則一部改正

平成19年2月17日表彰規程一部改正

平成21年5月30日表彰規程一部改正(第3条)

平成24年4月1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正(平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更)

平成30年4月1日一部改正

埼玉県スポーツ推進委員協議会 勤続20年表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本県の生涯スポーツの振興・発展に貢献した個人の標章に関して必要な事項を定めるものである。

(基 準)

第2条 表彰は、当該年度に勤続年数が20年（20年以上も対象とする）に達する個人を対象とする。

(推 薦)

第3条 被表彰候補者の推薦は、各市町村長・教育長が次の事項を記載して会長に推薦するものとする。

- (1) 氏 名
- (2) 所属市町村名
- (3) 所属組織
- (4) 委嘱年月日
- (5) 勤続年数

(決 定)

第4条 前条により推薦された者については、理事会で承認を得て決定する。

(表 彰)

第5条 表彰は、会長が評議員会において表彰状を授与する。ただし、記念品を加授することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の同意を得なければならない。

附則

この規程の運用に必要な細則は理事会で定める。

平成18年4月 1日より施行

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成30年4月 1日一部改正

表 彰 規 程 細 則

附則に基づき細則を次のように定める。

- 1 第2条の勤続年数は当該年度末にあたる3月31日現在（基準日）で計算する。
- 2 第5条の表彰は、被表彰候補者が、退任及び死亡した場合もこれを認める。

埼玉県スポーツ推進委員協議会
旅 費 規 程

(目 的)

第1条 埼玉県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）の職務に関して協議会・各委員会及び協議会が別に定めた者の旅費に係わる経費に関して必要な事項を定める。

（支給対象事業及び対象者）

第2条 旅費に係わる経費の支給対象事業及び支給者は、別表 - 1 のとおりとする。

2 第1項以外に会長が必要と認めた場合には、この経費を認める。

（支給経費）

第3条 旅費に係わる経費の額については、県内、県外、の2種類とし支給額を定める。

(1) 県内旅費の支給額

① 開催地を拠点とし、距離により算出する。なお、距離と金額については、別表 - 2 のとおりとする。

② 旅費雑費として1日につき200円とする。

(2) 県外旅費の支給額

① 支給額は実費とする。

② 旅費雑費として1日につき2,400円とする。

2 支給対象事業が同一日に複数ある場合には、1回限りの支給とする。但し、支給対象事業開催地が異なる場合は、この限りでない。

附則 平成14年4月 1日より施行

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成30年4月 1日一部改正

令和 5年5月20日一部改正（令和5年6月1日より施行）

別表 - 1（支給対象事業）	（支給対象者）
全国スポーツ推進委員研究協議会	会長、会長が指名した者
（社）全国スポーツ推進委員連合 理事会・総会	会長
関東スポーツ推進委員研究大会	会長、会長が指名した者
関東スポーツ推進委員協議会 理事会	会長、会長が指名した者
埼玉県スポーツ推進委員協議会 理事会	理事
埼玉県スポーツ推進委員協議会 執行部会	執行部会委員
埼玉県スポーツ推進委員協議会 各委員会	各委員会委員
埼玉県スポーツ推進委員協議会 主催事業	担当役員
埼玉県スポーツ推進委員協議会 評議員会	理事、評議員
生涯スポーツ体力づくり全国会議	会長が指名した者
全国スポーツ推進委員リーダー養成講習会	会長が指名した者
会長が認めた事業	会長が指名した者
別表 - 2	
20km未満	500円
20～40km未満	1,000円
40～50km未満	1,500円
50km以上	2,000円

埼玉県スポーツ推進委員協議会 総務委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、規約第3条の内容を円滑に行うため、次のことについて審議し、執行部会議の承認を得てこれを処理する。

- (1) 事務局運営に関すること。
- (2) 予算立案、会計業務に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委員及び委員会の構成)

第3条 委員は、規約第14条に基づき、各支部から男・女1名ずつ選出する。

- 2 委員の任期は、埼玉県スポーツ推進委員協議会役員の任期とする。
- 3 委員会は、委員・担当副会長・事務局長・会計をもって構成する。

(職 務)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
- 3 委員長、副委員長の選出は、委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、埼玉県スポーツ推進委員協議会の理事となる。

(報 告)

第5条 委員会の決定事項は、執行部会・理事会に報告し、承認を得るものとする。

(会 議)

第6条 委員会は、埼玉県スポーツ推進委員協議会会長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長が行う。

(経 費)

第7条 委員会の経費は、埼玉県スポーツ推進委員協議会が負担する。

附則

平成15年5月31日より施行

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成30年4月 1日一部改正

埼玉県スポーツ推進委員協議会 事業・研修委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、事業・研修委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、規約第3条の内容を円滑に行うため、次のことについて審議し、執行部会議の承認を得てこれを処理する。

- (1) スポーツ推進委員の資質の向上のため、各種研修の企画・運営に関すること。
- (2) スポーツの推進事業及び他団体との連携に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委員及び委員会の構成)

第3条 委員は、規約第14条に基づき、各支部から男・女1名ずつ選出とする。

- 2 委員の任期は、埼玉県スポーツ推進委員協議会役員の任期とする。
- 3 委員会は委員・担当副会長をもって構成する。

(職 務)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
- 3 委員長、副委員長の選出は、委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、埼玉県スポーツ推進委員協議会の理事となる。

(報 告)

第5条 委員会の決定事項は、執行部会・理事会に報告し、承認を得るものとする。

(会 議)

第6条 委員会は、埼玉県スポーツ推進委員協議会会長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長が行う。

(経 費)

第7条 委員会の経費は、埼玉県スポーツ推進委員協議会が負担する。

附則

平成 6年5月14日より施行

平成15年5月31日一部改正

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成30年4月 1日一部改正

埼玉県スポーツ推進委員協議会 広報委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、規約第3条の内容を円滑に行うため、次のことについて審議し、執行部会議の承認を得てこれを処理する。

- (1) スポーツ推進委員活動に関する情報収集とスポーツ推進委員の資質の向上に関すること。
- (2) 広報誌の編集発刊に関すること。
- (3) ホームページへの掲載資料収集に関すること。
- (4) 各支部の各種研修会の資料収集に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委員及び委員会の構成)

第3条 委員は、規約第14条に基づき、各支部から男・女1名ずつ選出とする。

2 委員の任期は、埼玉県スポーツ推進委員協議会役員の任期とする。

3 委員会は、委員・担当副会長をもって構成する。

(職 務)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。

3 委員長、副委員長の選出は、委員の互選とする。

4 委員長は委員会を代表し、埼玉県スポーツ推進委員協議会の理事となる。

(報 告)

第5条 委員会の決定事項は、執行部会・理事会に報告し、承認を得るものとする。

(会 議)

第6条 委員会は、埼玉県スポーツ推進委員協議会会長が招集する。

2 委員会の議長は委員長が行う。

(経 費)

第7条 委員会の経費は、埼玉県スポーツ推進委員協議会が負担する。

附則

平成 4年5月20日より施行

平成15年5月31日一部改正

平成17年7月30日一部改正（平成18年4月1日より施行）

平成24年4月 1日組織名称変更

平成24年5月26日一部改正（平成23年8月24日スポーツ基本法の施行による体育指導委員の名称変更）

平成30年4月 1日一部改正

埼玉県スポーツ推進委員協議会 事務職員規程

(配 置)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）規約第9条に基づき、事務職員について必要な事項を定める。

(目的及び職務)

第2条 事務職員は協議会の運営が円滑に行われるよう、次のことについて処理する。

- (1) 協議会の庶務事務に関すること。
- (2) 協議会規約第10条の会議に関する準備と必要な資料を作成し、各種会議規程に基づき会議に出席すること。
- (3) 協議会の会計処理を行う会計役員の事務補助を行うこと。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(事務職員の選出)

第3条 事務職員は協議会会長が委嘱する。

- 2 事務職員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 事務職員を免ずるときは、執行部会に諮るものとする。

(勤務日及び勤務時間及び賃金)

第4条 勤務日及び勤務時間及び賃金は別途取り交わす、通知書のとおりとする。

附則

平成30年4月 1日より施行

埼玉県スポーツ推進委員協議会備品管理規則

(目的)

第1条 埼玉県スポーツ推進委員協議会（以下「協議会」という。）は、協議会事業等の実施に伴い必要とする物品の購入あるいは寄付を受けたときは、適正に管理しなければならない。

(管理対象物品)

第2条 購入単価が3万円以上の物品（以下「備品」という。）を対象とする。

2 寄付を受けた物品については、その取得価格が3万円以上と判断したものについて対象とする。

(管理方法)

第3条 協議会は、会長が備品管理者となり、その備品の管理にあたらなければならない。

2 備品管理は備品を管理するため備品管理台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

3 台帳には、取得価格、取得年月日、数量、所在場所を明記しなければならない。

4 台帳の保管は5年間とする。

5 備品管理者は、毎年度一回台帳に基づきその実地確認を行い、評議員会に提出しなければならない。

6 会長は、備品管理者を指名する者に委ねることができる。

(対象除外)

第4条 会長は、明らかに備品としての機能を有しないと判断したときは、台帳から除外することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月 1日から施行する